

秋田市中心市街地 空き店舗データベース

秋田市中心市街地空き店舗データベースとは

中心市街地内の空き店舗、テナント、空き事務所などについて、所有者や不動産管理会社から情報を収集し、市ホームページ上で公開することにより、空き店舗等の利用希望者に情報提供するものです。

※市が物件の交渉、賃貸借等の契約に関与するものではありません。



登録出来る物件

秋田市中心市街地内の空き店舗、空き事務所、空きテナントなどが対象です。

※中心市街地・・・秋田市中心市街地活性化プランに定める中心市街地の区域

登録のメリット

物件の所有者様および不動産管理会社様にとって、中心市街地に出店を希望される方への情報発信となります。

登録に必要な書類

- ・秋田市中心市街地空き店舗データベース登録申請書（様式第1号）
- ・秋田市中心市街地空き店舗データベース情報（登録・変更）シート（別紙）
- ・空き店舗等の位置を示した地図
- ・空き店舗等の間取り図
(間取りの寸法がわかるもの)
- ・空き店舗等の写真
(空き店舗等の外観、内観等)

お問い合わせ先・申請先

〒010-8560 秋田市山王1丁目1番1号

秋田市産業振興部商工貿易振興課 商工振興担当

TEL 018-888-5728 FAX 018-888-5727

E-mail ro-inpr@city.akita.lg.jp

空き店舗データベース 登録 Q&A

Q 登録に料金はかかりますか

A かかりません。

Q 利用者との仲介はしてもらえますか

A 仲介やその他の契約について、市は一切関与いたしません。

Q 登録する物件の写真等は必要ですか

A 外観、内装等の写真、地図や図面もご提出ください。

※データ等による提出も可能ですので、ご相談ください。

Q 対象のエリアはどこですか

A 秋田市中心市街地活性化プランに定める中心市街地の区域が対象です。

Q 空き家でも登録できますか

A 店舗、事務所向けに貸出しているものであれば対象となります。

Q 何階のテナントでも登録できますか

A 何階のテナントでも登録可能です。

Q 複数のテナントをまとめて登録することはできますか

A 出来ます。登録シートの※部分のみ記入してください。

まとめて登録する場合、写真や間取りは掲載されません。

Q 登録内容を変更したいのですが

A 登録情報に変更があった際は、以下の書類に必要事項をご記入のうえ、ご提出ください。

- ・秋田市中心市街地空き店舗データベース登録内容変更等届出書
- ・秋田市中心市街地空き店舗データベース情報(変更)シート